建築基準法に基づく 建築確認・検査のながれ

安全で安心な建築物を完成させるため、「建築確認」「中間検査」「完了検査」は大変重要な制度です。
これら手続きには一定の期間が必要となりますので、建築にあたっては、十分に余裕のある計画を立ててください。

①計画から完了までのながれ

建築の計画 → 設計 → 建築確認 → 工事監理 → 計画変更の確認申請 → 工事監理 → 中間検査 → 工事監理 → 完了検査 → 引渡し・使用開始

設計 → 設計委託契約 / 工事請負契約 / 工事監理契約

建築確認 → 工事着手 → 計画変更の確認申請 → 工程完了 → 中間検査 → 工事完了 → 完了検査

工程完了：４日以内に申請

工事完了：４日以内に申請

■建築確認を受けた後に、計画を変更した場合は、再度、建築確認を申請する必要があります。
※軽微な変更の場合は不要となりますので、あらかじめご相談ください。

■中間検査が必要な建築物は以下のとおりです。
○鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造一劇場、映画館、集会場、
（３階以上）　病院、ﾎﾃﾙ、共同住宅、
学校、体育館、店舗、展示場等

②建築確認の審査のながれ

※構造計算適合性判定が必要な建築物について説明しています。

（任意）
- 事前協議
- 事前相談

（例）
○道路の判定
○用途地域への適合
○がけ条例の適用

※建築確認の審査を円滑に進めるため、あらかじめ、法律解釈、建築計画が法に適合するかを事前に協議・相談することができます。

確認申請

受付時審査
- ○手続きの要否
- ○手数料
- ○必要な書類と部数の確認
- ○建築士の要件記名捺印
- ○開発許可・景観条例等手続きの要否

受付

確認審査
- ○建築基準法との照合による審査
  - ・敷地
  - ・構造
  - ・防火
  - ・避難
  - ・設備　ほか
- ○条例の審査

構造計算適合性判定
［一定規模以上の建築物］
構造計算適合性判定機関による構造計算の審査
- ○手数料
- ○地震・風など荷重及び外力に対する安全確認
- ○その他工学的な 内容審査

14日間（+35日まで延長有）

消防同意
［住宅等以外］
消防署等による消防法の観点からの審査
- ○消防設備の審査等

７日間

- ○判定結果等の審査
- ○申請書の整合等の確認

～最終ﾁｪｯｸ～

確認済証の交付

［注意］　審査に要する日数について
- ●申請図書に不備・不整合がある場合は、追加説明が求められますので、予定の審査期間を超えることがあります。
- ●構造計算の安全性を審査するために、当初３５日間の審査期間がさらに最大３５日間延長されることがあります。

審査期間＝35日間（+35日まで延長有）